

○永平寺町給水条例施行規則

平成18年2月13日

規則第103号

改正 令和2年1月21日規則第6号

目次

第1章 給水装置の工事及び費用(第1条—第12条)

第2章 給水(第13条—第18条)

第3章 料金及び手数料等(第19条—第21条)

第4章 管理(第22条・第23条)

第5章 貯水槽水道(第24条)

附則

第1章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構成及び附属用具)

第1条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、量水器(以下「メーター」という。)及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターますその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置新設等の申込)

第2条 永平寺町給水条例(平成18年永平寺町条例第141号。以下「条例」という。)第5条に規定する給水装置の新設、増設、改造及び修繕の申込みは、「給水装置工事申込書」(給水装置工事台帳)の提出をもって行う。

(開発等の事前協議)

第3条 条例第6条の協議は、「開発給水協議書」の提出をもって行う。

2 町長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面により回答する。

(給水装置使用材料)

第4条 町長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、永平寺町指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 条例第9条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、町長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水が逆流しないような措置が講ぜられていること。

2 条例第9条の規定により町長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの
- (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合は、前各号の規定により町長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時的に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の

保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の仕切弁とする。

(給水管の口径)

第6条 給水管の口径は、その用途別所用水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第7条 給水管は、公道内の車道及び歩道においては120センチメートル以上、私道内においては120センチメートル以上、宅地内においては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上、その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第8条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分からと当該分岐点に最も近い止水栓(当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの)までの部分の給水管については、口径が75ミリメートル以上の給水管においては、鋳鉄管を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、町長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

第9条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物のほかであって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第10条 条例第16条に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要と認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(受水タンク等以下の装置)

第11条 町長は、使用水量を計量するため、次の各号のいずれかに該当するときは、メーターを設置することができる。

- (1) 受水タンク等以下の装置が2以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 受水タンク等以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。
- 2 受水タンク等以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
 - (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーター設置については、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。
 - イ 非住宅部分について、町長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。
- 3 前項各号に共用部分について、町長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水タンク等以下装置は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水タンク等以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、町長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ町長に届け出て条例第8条第1項に規定する町長が指定する者が工事を施工した受水タンク等以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水タンク等以下装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第12条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのな

い構造でなければならない。

- 2 水洗便所に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備えるなど逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

第2章 給水

(給水管防護の措置)

第13条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず防寒措置を講じなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第14条 条例第13条に規定する給水の申込みは、「上・下水道(開栓・閉栓)申込書」の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

第15条 条例第14条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、「代理人選定(変更)届」により行う。

(メーターの損害弁償)

第16条 水道の使用人等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は損傷したときは、「メーター亡失(損傷)届」を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、条例第17条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第17条 条例第18条第1項各号及び第2項各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、「上・下水道(開栓・閉栓)申込書」の提出をもって行う。
- (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、「給水装置口径(用途)変更届」の提出をもって行う。
- (3) 消火演習に消火栓を使用するときは、「消火栓使用許可申請書」の提出をもって行う。
- (4) 給水装置所有者に変更があったときは、「給水装置所有者変更届」の提出をもって行う。
- (5) 消火栓を消火に使用したときは、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第18条 条例第21条第1項の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

第3章 料金及び手数料等

(料金等の納入期限)

第19条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第20条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(使用水量の認定基準)

第21条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは、見積量による。
- (3) 消火のため水道を使用した場合は、その使用水量を認定して控除することができる。

第4章 管理

(措置命令)

第22条 条例第31条の規定による措置の指示は、「給水装置の管理義務違反に関する指示書」により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(水道使用上の注意)

第23条 水道用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないよう措置しなければならない。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第24条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況による検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松岡町給水条例(昭和44年松岡町条例第90号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年1月21日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)(様式第2号)(様式第3号)

給 水 工 事 台 帳

受付印

清算	町長	課長	課長補佐	審査	設計	町長	課長	課長補佐	審査	受付	受付印	
	専決					専決						
施工所	永平寺町					使用者名 代表者名			印	職業		
申込者 住所						申込者名			印	職業		
種別	給水開始	給水廃止	給水休止	臨時給水	口径変更	家屋新築	家屋増改築	その他				
水道メーター	口径		番号		指針		取付	年月日				
工期	着工	年月日		竣工	年月日		水圧検査	合格・否				
区分	品名	形状寸法	単位	設計			清算			給水開始願		
				数量	単価	金額	数量	単価	金額			
交付 材料	水道メーター								工事が完了したので、 月 日 から給水開始をお願いします。 なお、給水開始の上は給水条例その 他の規定を誠実に遵守いたします。			
	伸縮止水栓											
	メータボックス											
委任状												
工事店名												
代表者名												
私儀 本給水工事施工に関し水道課												
に納付すべき加入金及び町納金の納付												
について上記のものに代行を委任しま												
す。												
年 月 日												
住所												
氏名										印		
私有地水道管理設承諾書												
私儀所有の土地内に給水管を埋設す												
ることを承諾します。												
年 月 日												
住所												
所有者												
氏名												
工事施工業者名												
										印		
電話										局 番		
主任技術者										印		
合 計										配管工		
										印		

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

永平寺町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号() 一

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 給水場所 町
(対象地番全部を記入)
- 2 開発事業の名称(団地名)
- 3 開発目的 1 宅地造成による土地分譲
(○で囲む。) 2 宅地造成及び分譲住宅建築
3 その他()
- 4 開発事業の概要 開発区域 m²
計画地盤高 最高 m、最低 m
区画数 区画
- 5 開発事業の予定時期 着工 年 月
完成 年 月
- 6 給水希望年月 年 月
- 7 水道工事施工予定業者名
- 8 添付書類
(1) 位置図 S=1/10,000
(2) 計画平面図 S=1/1,000~1/2,500
(3) 配水管布設計画平面図 同
(4) その他必要書類(道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付)

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

申請者 様

永平寺町長

印

開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 適……………別紙給水協定書の締結を条件として同意します。
- 2 否
(理由)

(別紙)

給 水 協 定 書

永平寺町長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、乙が施行する に係る給水について、次のとおり協定する。
(給水計画)

第1条 甲は、乙が施工する次の事業に係る給水について同意する。

- (1) 事業の名称
 - (2) 所在地 永平寺町
 - (3) 開発区域面積 m^2
 - (4) 区画数 区画
- (給水施設)

第2条 乙は、当該団地の給水施設及び給水施設工事を実施するに当たっては、永平寺町給水条例及び永平寺町指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する法令を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条 乙は、甲の所有する水道施設(既設配水管 ϕ m/m)より ϕ m/m給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施計画)

第4条 乙は、前条の給水施設の実施計画に当たっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(給水施設工事の着手)

第5条 当該事業の給水施設工事は、設計図書及び工事着工届、工程表、使用材料承認願いを提出しなければ着手してはならない。

(負担金等の納入)

第6条 乙は、永平寺町給水条例の規定に基づく負担金等は、特別の定めがあるほかは、給水開始の前までに甲に納入しなければならない。

(工事の監督及び検査)

第7条 甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 甲は、工事が竣工した場合には、速やかに甲に竣工届を提出し、竣工の検査を受けなければならない。甲は、当該団地の給水施設工事の竣工届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(給水施設の移管)

第8条 甲は、当該事業の給水施設のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した給水施設及び給水施設流入部φ m/m管布設法面管路敷地(幅員3.0m)を甲に移管するものとする。

(給水開始時期)

第9条 甲は、当該事業の給水について、第7条第2項の竣工検査及び第6条に係る工事負担金が納入された日から給水を開始する。

(かし担保)

第10条 乙は、甲に給水施設を移管した日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、年間、工事目的物のかし担保する責めを負う。

- (1) 石造、土造、金属造、コンクリート造り及びこれらに類するものによる建物、その他土地の工作物又は地盤のかし……………2年
- (2) 前号に掲げるかし以外のかし……………1年

(協定書の効力)

第11条 本協定は、締結の日から2箇年以内に給水施設工事に着手しな場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

第12条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲：

乙：

様式第6号(第14条、第17条関係)

上・下水道(開栓・閉栓)申込書

年 月 日

下記のとおり申し込みます。

永平寺町上水道事業 町長 様

課 長	課長補佐	課 員	電算入力日

申込人(代理人) 住所(所在地)

氏名(名称)

松岡水系・永平寺水系・上志比水系	太枠の中を記入してください。		
事由及び区分	【上水道】 新設開栓・再開栓・名義変更・閉栓・撤去 【下水道使用・集落排水使用】 【井戸水使用・簡易水道使用】		
用途	家庭用・業務用・工場用・官公庁用・臨時用・その他() (アパート名) (所有)		
施設場所	永平寺町		
フリガナ			
使用者名	TEL — —		
住民票がある住所(実家)及び電話番号(携帯電話番号でも可)	TEL — —		
料金支払方法	口座振替・施設へ納付書を送付・施設以外へ納付書を送付()		
開・閉栓年月日	年 月 日	前使用者	(精算:)
需要家 No.	使用者整理No.	集計区分	検針 No.
メーター口径	mm	メーター No.	検 満 年 月 指 針
開栓手数料	円	年 月 日領収	備考

様式第7号(第15条関係)

課 長		課 長 補 佐		係 長		係 員		処 理	メーター 検針簿	・ ・ ㊟
									メーター 台帳	・ ・ ㊟

代理人選定(変更)届

年 月 日

永平寺町長 様

給水装置所有者 住 所
氏 名

㊟

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	永平寺町	番地
代理人の住所、氏名		㊟

様式第8号(第16条関係)

課 長		課長 補佐		係 長		係 員		処 理	メーター 検針簿	・ ・ ㊟
									メーター 台帳	・ ・ ㊟

No. _____

メーター亡失(損傷)届

年 月 日

永平寺町長 様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所

氏 名



下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたのでお届けいたします。
なお、損料等については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場所	永平寺町
(理由)	
※メーターの種別 口径 mm 番号	
有効年限 年 月 取付 年 月 日	

様式第9号(第17条関係)

課		課長補佐		係長		係員		処	メーター 検針簿	・ ・ ㊟
長								理	メーター 台帳	・ ・ ㊟

給水装置口径(用途)変更届

年 月 日

永平寺町長 様

給水装置使用者 住 所
氏 名



次のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいので届け出ます。

給水装置の場所	永平寺町	
給水装置の番号		
口径別 (ミリメートル)	新	13 20 25 30 40 50 75 100 150()
	旧	13 20 25 30 40 50 75 100 150()
用途別	新	一般用、公衆浴場営業
	旧	一般用、公衆浴場営業
変更年月日	年 月 日	

様式第10号(第17条関係)

課 長		課 長 補 佐		係 長		係 員		無 収 水 量 認 定 簿	・ ・ ㊟
--------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	---------------------------------	-------------

年 月 日

永平寺町上水道事業
町長 様

永平寺町消防本部
消防署長

消火栓使用許可申請書

(防火水槽水張り・消火栓操法指導・消防訓練)のため消火栓の使用を許可願いたく、下記のとおり申請致します。

記

使 用 期 日	年 月 日()
使 用 場 所	
使用時間(予定)	午前・午後 時 分～ 時 分(のうち 分間)
指導者(立会人)	

上記消火栓の使用を許可します。

年 月 日

永平寺町上水道事業
町 長

様式第11号(第17条関係)

課 長		課 長 補 佐		係 長		係 員		給水台帳 処 理	年 月 日 ㊟
--------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	-------------	------------

No. _____

給水装置所有者変更届

年 月 日

永平寺町長 様

給水装置所有者

永平寺町

氏 名

㊟

下記のとおり給水装置の所有者を変更したのでお届けします。

記

給水装置の設置場所	永平寺町
給 水 装 置 旧 所 有 者 氏 名	永平寺町 氏 名 ㊟
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第12号(第17条関係)

課 長		課 長 補 佐		係 長		係 員		無 収 水 量 認 定 簿	年	月	日

No. _____

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

永平寺町長 様

住 所
氏 名



消防用として下記のとおり水道を使用したのでお届けいたします。

記

火 災 発 生	日 時					
	場 所	永平寺町				
使 用 し た 消 火 栓						
場 所	栓 数	時 間			水 量	摘 要
		自 午 時 分 分間	至 午 時 分 分		m ³	
		自 午 時 分 分間	至 午 時 分 分			
		自 午 時 分 分間	至 午 時 分 分			
計		時間 分			m ³	

様式第13号(第18条関係)

課長	課長補佐	係長	課員

給水装置
水質 検査請求書

年 月 日

永平寺町長 様

請求者 住所
氏名



次の理由により 給水装置
水質 の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所 永平寺町
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

(注)

給水装置
水質 について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第14号(第22条関係)

(表)

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の
使用者氏名
又 は
給水装置の
所有者氏名

様

永平寺町長

印

永平寺町給水条例第32条の規定に基づき、次のとおり指示します。

- 1 給水装置の設置場所

- 2 措置指示事項

(裏)

永平寺町給水条例抜すい

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第31条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(2) 水道の使用者が正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

様式第 1 号(第 2 条関係)(様式第 2 号)(様式第 3 号)

様式第 4 号(第 3 条関係)

様式第 5 号(第 3 条関係)

様式第 6 号(第14条、第17条関係)

様式第 7 号(第15条関係)

様式第 8 号(第16条関係)

様式第 9 号(第17条関係)

様式第10号(第17条関係)

様式第11号(第17条関係)

様式第12号(第17条関係)

様式第13号(第18条関係)

様式第14号(第22条関係)